



飯塚警察署だより

【問合先】福岡県飯塚警察署 ☎21・0110

令和6年
11月1日
道路交通法
改正により、



罰則
強化
が
されました！

■ 自転車運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止制限され、罰則の対象になりました。



- ・違反者は、
「6月以下の懲役又は10万円以下の罰金」
- ・交通の危険を生じさせた場合は、
「1年以下の懲役又は30万円以下の罰金」

■ 酒気帯び運転および幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供者に対して新たに罰則が整備されました。



- ・違反者は、
「3年以下の懲役又は50万円以下の罰金」
- ・自転車の提供者は、
「3年以下の懲役又は50万円以下の罰金」
- ・酒類の提供者・同乗者は、
「2年以下の懲役又は30万円以下の罰金」

■ 自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為）を過去3年以内に2回以上摘発された者は講習制度の対象となります。



- ※危険行為
信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反等
- ※受講命令違反
命令を受けてから、3カ月以内の指定された期間内に受講しないと5万円以下の罰金

地域交通安全
活動推進委員

を募集しています



地域交通安全活動推進委員制度は、交通問題に対する地域ぐるみでの取組を促進するための制度です。
委嘱には諸条件はございますが、興味を持たれた方は、

飯塚警察署交通総務係

☎0948・21・0110(内線413)

までご連絡下さい。